

平成19年第1回京丹波町議会定例会（第3号）

平成19年3月12日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第16号 京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 4 議案第17号 船井郡衛生管理組合規約の変更について
- 第 5 議案第18号 京都府中部広域消防組合規約の変更について
- 第 6 議案第35号 京丹波町社会教育委員に関する条例の制定について
- 第 7 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第38号 平成18年度 森林管理道開設事業 森林管理道峰線（第3工区）開設工事請負契約の変更について
- 第10 議案第39号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第40号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第41号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第42号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第43号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第15 議案第44号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第45号 平成18年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第46号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第47号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第48号 平成18年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第49号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第4号）

- 第21 議案第50号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）  
第22 議案第51号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）  
第23 議案第52号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第2号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 西山和樹君  
2番 室田隆一郎君  
3番 東まさ子君  
5番 横山勲君  
6番 坂本美智代君  
7番 今西孝司君  
8番 小田耕治君  
9番 畠中勉君  
10番 山田均君  
11番 藤田正夫君  
12番 山内武夫君  
13番 篠塚信太郎君  
14番 吉田忍君  
16番 野口久之君  
17番 野間和幸君  
18番 岡本勇君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町長 松原茂樹君  
助役 上田正君  
助役 堀郁太郎君

教 育 長	山 本 和 之 君
参 事	寺 井 行 雄 君
参 事	田 渕 敬 治 君
瑞穂支所長	森 田 一 三 君
和知支所長	片 山 長 男 君
総務課長	谷 俊 明 君
企画情報課長	田 端 耕 喜 君
税務課長	岩 田 恵 一 君
住民課長	岩 崎 弘 一 君
保健福祉課長	野 間 広 和 君
子育て支援課長	朝 倉 富 雄 君
地域医療課長	上 田 進 君
産業振興課長	山 田 進 君
土木建築課長	松 村 康 弘 君
水道課長	田 井 勲 君
会計課長	下伊豆 かおり 君
教育次長	長谷川 博 文 君
監査委員	人 見 亮 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	伊 藤 康 彦
書 記	山 内 圭 司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番議員・坂本美智代君、7番議員・今西孝司君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

休会中、議会広報特別委員会が開催され、議会だより第7号の発行について協議されました。

また、議会運営委員会が開催され、本議会の運営について協議されました。

《日程第3、議案第16号 京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、議案第16号 京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

議案第16号 京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、議案第17号 船井郡衛生管理組合規約の変更について》

○議長(岡本 勇君) 日程第4、議案第17号 船井郡衛生管理組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 1点お尋ねをしておきたいと思うんですけれども、今回提案になっております改正の中身というのは、収入役というのがなくなるということから、会計管理者を置くということにかわるわけですけれども、衛生管理組合の場合には、今の規約では、組合市町の収入役のうちから選任と、こうなっておったんですけれども、今回、会計管理者を置くということになっておりまして、管理者の属する組合、市町の会計管理者をもってということになるんですけれども、これは結局これまでと同じような、収入役にかわる各関係する市町の会計管理者があたると、そういう理解でよろしいのか、もう一度お尋ねしておきます。

○議長(岡本 勇君) 岩崎住民課長。

○住民課長(岩崎弘一君) 山田議員さんのご質問ですが、会計管理者につきましては、現況の管理者の今の収入役さんと同じような格好になるかと思いますが、務めることとなります。

以上でございます。

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

議案第17号 船井郡衛生管理組合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第18号 京都府中部広域消防組合同規約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、議案第18号 京都府中部広域消防組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点、担当課長にお尋ねしたいと思うんですけれども、消防組合の場合についても、今回会計管理者を置くということになっておるわけですが、特にその中では、管理者が消防職員のうちから任命すると、こういうことに今回改正案が出されておるんですが、これまで旧といいますか、今の規約で言うと、いわゆる会計を担当する収入役といいますか、それはどういう扱いになっておったのか。いわゆる、先ほどありましたように衛管と同じような、そういうような扱い、同じような扱いになるんじゃないのかどうか、改めて職員から任命するということは、いわゆる管理職を増やすということになると思うんですけれども、その点について、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 従前の収入役の関係につきましては、構成市町からということで、亀岡市の収入役さんが兼務をされておったという状況でございますが、今回の改正によりまして、職員が会計管理者を務めるということでございますので、内部に精通した職員をもって会計管理者を任命するという考え方でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 改めてお尋ねしたいんですが、内部に精通した者が担当するということではございますが、これまではいわゆる担当する亀岡の収入役があわせて担当しておったということだったんですが、特別そういう問題があったのかどうか、衛管と同じようなやり方でもいいのではないかと思うんですけれども、改めてそういう会計管理者を置くということは、もちろん一定の職員もおるわけですが、どこにそういう置かなきゃならないいわゆる問題があるのかと。

非常に仕事上、いわゆる決裁の部分ですので、改めてそういうことを置かなくても、これまでどおりのやり方でも十分いけるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうなのか。

これほど、いわゆる財政的な問題が言われておる中で、管理者を新たにつくるということは、それだけの当然賃金も要るわけでございますし、費用も増えると、こういうことになると思うんですけども、その辺は当然よく検討されたと思うんですけども、改めてお尋ねしておきたいと思えます。

これは、総務課長に聞くというのか、組合の役員であります町長に聞くというのが筋道かもしれませんが、どちらでもよろしいので、お尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 確かに、兼務した方が財政的には有利ではないかということでございますが、亀岡市につきましても同様に収入役が廃止をされまして、一般職員が会計管理者として任命されるということでございます。収入役自体は廃止になるということでの経費の削減、そういう財政的な部分から言えば経費の削減になるということでございますし、そこから1名の職員が改めて会計管理者に選任されるということでございますので、亀岡市と兼務ということにつきましても考えられないことではないわけでございますが、一般職員として、消防組合として、新たに選任を行うということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

議案第18号 京都府中部広域消防組合理約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第35号 京丹波町社会教育委員に関する条例の制定について～

日程第23、議案第52号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第6、議案第35号 京丹波町社会教育委員に関する条

例の制定についてから、日程第23、議案第52号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第2号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第6、議案第35号 京丹波町社会教育委員に関する条例の制定についてから、日程第23、議案第52号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

今期定例会の開会以来、各位におかれましては、連日熱心にご審議をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案させていただく議案につきまして説明させていただきます。

議案第35号 京丹波町社会教育委員に関する条例の制定につきましては、社会教育法の規定に基づき、社会教育委員の定数、任期等について必要な事項を定めるものであります。

議案第36号、議案第37号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、京都・丹波食彩の工房の指定管理者に、丹波清光ファーム及び株式会社いづつ屋、特産館「和」に財団法人和知ふるさと振興センターを指定することについて、議決をお願いしております。

議案第38号 平成18年度 森林管理道開設事業 森林管理道峰線（第3工区）開設工事請負契約の変更につきましては、現場の地質や地形の状況により、切土勾配の変更や山留ブロックの追加施工に伴う請負金額の変更とともに、これらの施工や崩土による工事の一時中断及び変更設計業務による工期の延長をお願いしております。

議案第39号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正前の額106億820万円に今回1,450万円を追加し、補正後の額を106億2,270万円とすることを願います。年度末を迎え、決算見込みによる精査を徹底し、編成したものであります。

主な増額を要する内容といたしましては、総務費では、退職予定者に伴う退職手当組合への負担金1,544万円。

民生費では、後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修に234万円、心身障害者医療事業に355万円など、所要の追加を計上いたしております。

農林水産業費では、集落道長瀬線改良事業に120万円、有害鳥獣捕獲事業に268万円、土木費では、道路修繕120万円、用地購入、物件補償費に437万円を追加いたしております。

商工費では、商業活性化助成金160万円、公債費では財政の健全化及び実質公債費比率の抑制に向けた3億円の繰上償還を行うため、所要額の追加をお願いしております。

歳入につきましては、明らかになっております財源を計上いたしますとともに、事業費の精査により関連する特定財源を見込み、計上いたしましたものであります。

なお、道路新設改良事業等、事業の進捗状況から、1億1,140万円余りの繰越明許費をお願いしております。速やかな事業の推進に今後とも努める所存でありますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、南丹・京丹波地区土地開発公社先行取得用地の債務負担行為につきましては、期限が到来する事業について、現状の進捗状況等から勘案し、合併特例措置の期限であります平成27年度まで、期間設定の変更をお願いするものであります。

議案第40号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定では、補正前の額18億5,069万3,000円から840万4,000円を減額し、補正後の額を18億4,228万9,000円とすることをお願いいたしております。現状の推移から、療養給付費及び高額療養費等を減額するものであります。

質美診療所勘定では、補正前の額2,310万円から100万円を減額し、補正後の額を2,210万円に、和知診療所勘定では、補正前の額3億6,700万円から680万円を減額し、補正後の額を3億6,020万円に、和知歯科診療所勘定では、補正前の額7,388万7,000円から161万円を減額し、補正後の額を7,227万7,000円とすることをお願いいたしております。

主に、医薬品衛生材料費や管理運営費を主なものとして減額補正を行うものでありますが、さらに診療収入が減収となり、収支が不足する部分については、やむを得ず一般会計からの繰り入れをお願いしております。

議案第41号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額22億2,979万8,000円から8,750万5,000円を減額し、補正後の額を21億4,229万3,000円とすることをお願いしております。現状の推移から、主に医療給付費について減額するものであります。

議案第42号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定では、補正前の額16億643万4,000円から7,987万9,00

0円を減額し、補正後の額を15億2,655万5,000円とすることをお願いしております。

保険給付費の精査見込みにより減額を行うとともに、後年度の健全な運営に備えた基金に4,000万円を積み立てることといたしております。

サービス事業勘定では、補正前の額2,050万円から1,295万8,000円を減額し、補正後の額を754万2,000円とすることをお願いしております。居宅介護支援事業の精査によるものであります。

議案第43号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、補正前の額19億5,792万円から6,920万4,000円を減額し、補正後の額を18億8,871万6,000円とすることをお願いしております。主に、水道施設管理、和知統合簡易水道事業の工事請負費の事業精査によるものであります。

議案第44号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額10億4,278万2,000円から1億5,365万6,000円を減額し、補正後の額を8億8,912万6,000円とすることをお願いするものであります。下山浄化センター建設事業における国庫補助採択の要件から、事業年度を19年度からの2カ年とする変更や、浄化槽施設整備事業の事業精査によるものであります。

議案第45号 平成18年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額1,511万7,000円に203万9,000円を追加し、補正後の額を1,715万6,000円とすることをお願いするものであります。土地開発公社先行取得用地（和知才原地区）における土地の買い戻しを行うものであります。

議案第46号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額136万5,000円に971万円を追加し、補正後の額を1,107万5,000円とすることをお願いするものであります。廃止をいたしました奨学基金に係る清算金を育英基金に積み立てるものであります。

議案第47号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額1億4,172万8,000円から475万8,000円を減額し、補正後の額を1億3,697万円とすることをお願いするものであります。主に、バスの修繕や運行経費について、所要の減額をいたしております。

議案第48号 平成18年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額152万円に19万7,000円を追加し、補正後の額を171万7,000円とすることをお願いするものであります。主に、管理運営基金への積み立てによるも

のであります。

議案第49号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第4号）につきましては、補正前の額1,928万8,000円に26万3,000円を追加し、補正後の額を1,955万1,000円とすることを願います。財産管理費の精査及び基金への積み立てにより調整したものであります。

議案第50号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第3号）につきましては、節予算の組み替えをお願いしております。

議案第51号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額550万円から70万8,000円を減額し、補正後の額を479万2,000円とすることを願います。地域振興事業費及び基金への積み立てについて調整したものであります。

議案第52号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額420万円から27万2,000円を減額し、補正後の額を392万8,000円とすることを願います。一般管理費の精査により調整したものであります。

以上、今回追加させていただきます議案18件の説明とさせていただきます。

細部にわたりましては、所管する担当課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、原案にご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時30分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

担当課長に、補足説明を求めます。

長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） それでは、京丹波町社会教育委員に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、5条からなり、1条では、社会教育法第15条の規定により社会教育委員を置くとして、その根拠を示しております。第2条では定数を、第3条では任期を示しております。また、4条では退職条件を、5条では規則へ委任できる旨を定めております。

なお、附則では、運用実態に鑑み、遡及適用することと、委員の報酬について定めております。

以上でございますが、ご審議賜り、ご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） それでは、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について、補足説明を行います。

ただいま上程になりました京都・丹波食彩の工房指定管理者の指定につきまして、ご説明させていただきます。

京都・丹波食彩の工房は、地域内で生産される農畜産物を原料とし、付加価値のある加工品を製造し、販売するという地産地消の推進と、丹波ブランドの情報発信、さらには都市と農村の体験交流施設並びに地域の活性化拠点施設として、平成12年7月にオープン、町直営により運営をしております。

しかし、丹波ブランドの情報発信や、都市と農村の体験交流事業は大きな成果をおさめてきたものの、製造販売部門においては、開業以来赤字決算が続き、その補てんを一般財源によりお願いをしております。

今回、民間企業の経営理念、方針などを活用し、財政的負担の軽減と施設運営の一層の活性化を図るため、指定管理者制度を導入するものであります。

平成19年2月15日から3月5日まで公募を行い、応募のあった団体の中から指定管理者選定委員会により、グループ団体である丹波清光ファーム、及び、株式会社いづつ屋を指定管理者候補として選定していただき、町といたしましても、選定委員会の意見を尊重し、また施設の設置目的と運営理念を十分継承していただく団体であると確信するものでございます。

株式会社いづつ屋は、資本金2,000万円、従業員41名、食肉食料品卸、小売業を中心に、南丹営業所、京都営業所を持つ、広域的かつ総合食品加工販売事業者でございます。体力もあり、健全な経営がなされることを期待するものでございます。

大変簡単ではございますが、ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号 特産館「和」の指定管理者の指定につきましてご説明させていただきます。

特産館「和」は、和知地域の自然豊かな環境から生産される多様な農林産物の提供や、都市住民等との交流促進、農業の活性化のため、特産品の開発、販売などを目的に建設整備され、平成10年6月にオープン、その運営管理を財団法人和知ふるさと振興センターに委託

してまいりました。

その間、当該振興センターの営業努力もあり、集客数及び売上販売額ともに好調を維持し、平成17年度収支決算状況から見ても、健全な経営状況でございます。

和知地域の経済の活性化に大きく貢献するとともに、一般国道27号屈指の道の駅として立地し、通過交通客からは高い評価をいただいております。

このような状況ではございますが、財政的負担の軽減と、さらなる施設の管理、運営改善と合理化を図るため、指定管理者制度を導入するものでございます。

今回の指定管理者候補としては、従来の運営委託業者として実績のある財団法人和知ふるさと振興センターを選定いたしました。今までの運営実績をもとに、適切な運営管理と経費の縮減が図られるものと期待するものでございます。

財団法人和知ふるさと振興センターは、和知地域における都市住民との交流、特産品の開発、販売、観光事業の推進と農林水産業等地場産業の振興など、幅広い活動を行い、豊かな農村社会、活力ある町の創造と住民福祉の向上を図ることを目的として、旧和知町農業協同組合、旧和知町森林組合が出資、昭和63年6月に設立をされました。高齢化が進む中山間地域の担い手としての作業受託も持っております。また、山野草の森の業務委託もお願いをしております。

大変簡単ではございますが、ご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、議案第38号 平成18年度 森林管理道開設事業 森林管理道峰線（第3工区）開設工事請負契約の変更につきまして、補足の説明をさせていただきます。

森林管理道峰線（第3工区）開設工事請負契約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

平成18年度の森林管理道峰線は、事業費7,950万円により開設工事を進めております。事業費の内訳といたしましては、平成18年度及び平成19年度工事の測量設計費用に529万円、既に完了しております第2工区、延長140m、工事費1,513万円、そして本日提案いたします第3工区、延長720m、工事費5,908万円という内容でございます。

本日提案いたしますのは、この第3工区開設工事に係る契約金額の変更と契約期間の延長でございます。

第3工区開設工事につきましては、金本高島経常建設共同企業体により、平成18年11月13日から工事を進めてまいりましたが、工事工法の変更として、土工の一部の区間にお

いて、計画時に想定しておりました岩盤があらわれず、切土勾配を3分勾配から8分勾配へと変更することにより、切り取り土量が約900立米増加することになりました。また、起点から400メートルの地点で張り出した岩があり、掘削工法として法勾配を緩やかに直すことが不可能であり、代替工法として山留ブロック積工81平米の追加が必要となったものでございます。

このことにより、当初請負金額5,460万円に281万5,050円を増額し、延工請負金額5,741万5,050円としてお願い申し上げるものでございます。

また、契約期間の変更につきましては、起点から500mの地点におきまして、延長10m、高さ10mの崩土約700m<sup>3</sup>が発生し、この崩土の取り除き及び法面の整形に予定外の日数を要したことです。

また、先ほど申し上げました山留ブロック積工追加工事による延工設計業務並びに必要な京都府との変更設計協議に日数を要し、この間、当該開設工事は中断せざるを得なくなりました。このことから、追加工事に係る施工日数を加え、平成19年6月30日まで期間の延期をお願い申し上げます。

大変簡単ではございますが、ご審議いただきまして、これをご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第39号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を申し上げたいと存じます。

今回の補正につきましては、補正前の額106億820万円に1,450万円を追加させていただきまして、補正後の額を106億2,270万円とさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明を申し上げます。

第2表の繰越明許費、9ページでございます。今回、繰越明許費をお願いいたしておりますのは、全部で6事業ということで、1億1,140万9,000円をお願いするところでございます。

社会福祉費に計上させていただいております介護保険システムの改修事業、あるいはまた京都府後期高齢者保険広域連合設立準備事業の関係でございますが、これにつきましては、医療保険制度が改正なされまして、そのシステム改修に伴う事業費を計上しておったところ

でございます。その部分での、介護保険につきましては国からの内示、あるいは後期高齢者保険の関係につきましては、国の補正予算が今年の19年に入ってからということになりまして、以後のシステム改修に伴う期間を考慮いたしますと、町村会の情報センターにこういったシステム改修は委託をいたしておるわけでございますが、19年度にずれ込むというような状況になってまいります。

国の方も、そういった繰り越しはやむなしというような見解でございます。今回、この2つのシステム改修に伴う経費について繰り越しをお願いいたすものでございます。

それから、農業費に計上いたしております府営土地改良事業の関係でございますが、これにつきましては農道の集落道ということで、長瀬線を現在京都府の方で事業を行っていただいておりますが、京都府の事業のうち、舗装工あるいは法面工、こういったものが少し時間がかかるということで、府営事業が繰り越しをなされるということでございます。したがって、本町の負担金部分についても、あわせて繰り越しをさせていただくものでございます。

それから、林業費の森林管理道開設事業につきましては、先ほど議案第38号によって内容等の説明があったところでございますが、そういった議案第38号における理由等によりまして繰り越しをお願いいたすものでございます。

それから、土木費の道路橋りょう費の関係でございますが、道路の新設改良事業ということで繰り越しをお願いいたしております。これは、全部で3路線ございまして、一つは大迫・上乙見線の事業の関係でございます。

橋りょうの架設をするわけでございますが、その部分での推定岩盤線、これの変化が非常に大きいということで、設計変更が必要となります。したがって、この部分の繰り越しをお願いいたしております。

この大迫・上乙見線の部分での金額につきましては、この5,490万円のうち、2,620万円を予定させていただいております。

それから、丹波地区内の安井地内における町道206号線でございますが、緑資源機構が実施いたしております広域農道の事業との関連がございまして、広域農道の関係が2カ月ほど工事完了が遅れております。したがって、その後の施工ということで、現在工事ができていない状況がございまして、この206号線に係る部分で1,510万円の繰り越しをお願いするものでございます。

それから、もう1点、丹波地区の市森地内でございますが、町道の118号線でございます。これにつきましては、この206号線の残土を盛土として使用するというので、残土

の経費削減をするということでの工事を予定しておるわけですが、206号の遅れによりまして、あわせまして繰り越しをさせていただきたいということで、この118号につきましては1,360万円の繰り越しをお願いするものであります。

それから、災害復旧の関係でございますが、林道災害復旧ということで、和知の西河内地内の林道仏主線の災害復旧の関係でございます。これにつきましては、復旧工事に係る残土処分の運搬に予想以上の日数がかかっておりまして、これは路盤等が軟弱箇所があるようでございます。したがって、そういった運搬に要する日数の増加に伴いまして、所要の金額の繰り越しをお願いするものでございます。

以上、第2表の説明とさせていただきます。続いて、10ページの第3表の債務負担行為の補正でございます。

今回補正をお願いいたしますのは、国道用地先行取得事業を含めた5事業ということでございます。この5事業につきましては、平成18年度末ということで債務負担の設定をお願いしてまいりましたが、まだ現実には土地開発公社から買い戻しが行われていない残額を有するものでございまして、今回、合併特例の期限の措置である平成27年度までの期間の延長をお願いするものでございます。あわせまして、それぞれ融資の債務保証をお願いいたしますものでございます。

それから、次の第4表の地方債の補正の関係でございますが、それぞれ歳出予算に出てまいります事業の執行状況あるいは確定状況に応じて補正をお願いいたしております。

この中で、少し金額に関係なく補正をさせていただいておる部分がございますが、それをご説明申し上げておきたいと思っております。

公営住宅の建設事業でございますが、この関係で補正をさせていただきましたのは、償還の方法というところで、補正前が、上から3行目でございますが、元利均等償還というふうになっておったところですが、これは縁故債を借り入れるということで、元金均等償還というふうに補正をさせていただいたものでございます。

同じく、そういうことでの補正が、13ページでございますが、公有林の整備事業でございます。これにつきましても、金額は変わらないわけですが、償還の方法ということで、元利均等償還から元金均等償還ということでの変更をお願いいたしております。

なお、13ページの総額の計の欄でございますが、14億2,370万円から今回9,880万円を減額させていただいて、13億2,490万円での発行をお願いいたしております。

このうち、9億7,400万円余りは、交付税の算入を見込んでおるところでございます。

て、算入率については73.6%でございます。

なお、これらの事業に伴います増減につきましては、歳入の20ページから21ページにおきまして記載をいたしておりますので、また後ほどお目通しをよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、ページを少しめくっていただきまして、事項別明細書の4ページでございます。

まず、歳入についてでございますが、主な一般財源についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、町税の関係でございます。町民税あるいは固定資産税、軽自動車税の関係でございますが、現状の調定額から推計される決算見込みにより増額が見込めますことから、今回増額補正ということで、町民税については8,826万1,000円、あるいは固定資産税では5,202万1,000円、軽自動車税では245万2,000円の補正をお願いするものでございます。

その下の町たばこ税につきましては、申告状況によりまして推計をいたして、増額を見込むものでございます。

地方譲与税の関係でございます。この譲与税あるいは次に出てまいります交付金、こういったものの関係でございますが、確定いたしますのは、3月末に最終国なり府から交付をいただくということで、現在は推計値ということでご理解をいただきたいのでございますが、標準税収入額あるいは17年度の決算数値によりまして、最終見積もったものでございます。

なお、このうち確定いたしておりますのは所得譲与税ということで、これは1億2,556万2,000円ということで数値が確定いたしましたのと、次のページの6ページの地方消費税でございます。今回、4,405万4,000円の補正をお願いしておるわけでございますが、これについては1億7,205万4,000円ということで、数字が確定いたしましたところでございます。

続いて、7ページの地方交付税の関係でございます。

今回、普通交付税で1,432万2,000円の増額をお願いいたしております。これにつきましては、通常でございますと7月に交付税というのは確定をいたすわけでございまして、そのときの数字が40億2,181万5,000円でございます。

19年に入りまして、税収が好調なことから、国が補正予算を組まれたところでございまして、これまでは調整額ということで、交付税特会からの借入分の返金をそれぞれの地方公共団体がやっておったわけございまして、割り落としがかかっておった分がございまして、その分を復活するということで、割り落としをされていた分がゼロになったということで、

今回、1,432万2,000円の増額となるものでございます。

それから、特別交付税の関係でございますが、これにつきましては、一定合併特例の措置分というものを当初予算から見込んでまいってきております。しかしながら、12月の議会でも減額させていただいたところでございますが、最新の情報によりますと、さらに厳しいというような状況があるようございまして、今回ももう少し過大見積もりにならないように減額をさせていただきたいということで、3,566万円の減額をお願いするものでございます。

以下につきましては、分担金あるいは使用料、国・府支出金等でございますが、事業の推移により最終見込んだものでございますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

17ページまでめくっていただきまして、基金の繰入金でございます。今回、財政調整基金の繰り入れを4,555万4,000円減額といたしております。これにつきましては、税収が一定増額が見込まれますこと、また歳出の精査によりまして、全体的な減額によりまして財源の充当が減少することによる減額といたしておるところでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。22ページからの歳出でございます。

それぞれ最終的な決算見込みを立てまして精査いたしましたものでございます。

22ページから23ページの総務費の総務管理費、一般管理費の関係でございますが、409万2,000円の追加補正とさせていただきます。

時間外手当等700万円の減額ということで抑制に努めたところでございますが、24ページの退職手当組合、これが1,544万8,000円と追加補正をお願いいたしております。

この退職手当組合の負担金につきましては、いわゆる定年前の退職者10名分に係る負担金を計上させていただいたものでございます。

その下の文書広報費195万1,000円の増額については、例規集のシステムの委託ということで、例規の追加訂正、修正等に伴うものでございます。

以下、それぞれ精査によります増減をお願いいたしておるわけでございますが、少しページをめくっていただきまして、27ページでございます。

交通対策費の関係でございますが、これも後ほど出てまいります。バスの運行事業の会計の繰り出しについては、462万8,000円の減額とさせていただきます。

それから、少しページをめくっていただきまして、30ページ、31ページでございます。

社会福祉費、社会福祉総務費の関係でございます。ここにつきましても、職員手当の時間外手当を200万円減額させていただくものでございます。

なお、そのほか、国民健康保険の事業勘定分の繰り出しといたしまして、助産費分での追加等を主なものとして、39万3,000円の追加補正をお願いいたしております。

その下の障害者福祉費の関係でございます。これも、大きくは共同作業所の入所訓練事業で388万2,000円の減額をお願いいたしております。

なお、また心身障害者医療事業で355万6,000円の追加をお願いするわけですが、これにつきましては、現在のところ9カ月分が確定の数値がございます。したがって、残りの3カ月見合い分を見込んでの追加補正をお願いしておるものでございます。

それから、32ページに入りまして、障害者自立支援事業543万5,000円の減額でございますが、これにつきましても、4月から12月まで実績が出ております。したがって、そういった部分での実績見込みを立てまして、543万5,000円の減額とさせていただきます。

それぞれほかにも減額をいたす部分が多いわけですが、一定9カ月あるいは10カ月等の実績が出ておりますので、そういった部分での残りの月数を見込んだ上、精査をさせていただいたということでご理解を賜りたいと思います。

老人福祉費の関係、33ページでございますが、老人保健事務事業667万1,000円ということで、これにつきましては老人保健特別会計の繰出金の減額でございます。

あるいはまた、大きなものでは介護保険特別会計の繰り出しということで、1,573万5,000円の減額をお願いいたしておりますのと、社会福祉法人軽減制度助成事業946万1,000円の減額をお願いいたしております。これにつきましては、対象者は113名あるわけですが、現実にそういった制度の活用については余り活用がなされていないということで、残り2カ月分だけを見込んでの減額とさせていただきます。

続いて、34、35ページの児童福祉費の関係でございます。これにつきましてもそれぞれ経過を追いながら、実績をもとに減額をさせていただきます。

扶助費の123万円の減額でございますが、乳幼児医療給付あるいはすこやか子育ての医療給付につきましても、残り3カ月見合い分の決算見込みを立てての減額とさせていただきます。

保育所費の関係の保育所運営事業の367万円の減額の関係につきましては、賃金あるいは管理消耗品等に係る減額を主なものといたすものでございます。

少しページを飛びますが、38ページの保健事業費でございます。ここでは、成人保健事業が736万円の減額とさせていただきます。これにつきましては、健診単価が下がったということでの減額をお願いするものでございます。

なお、39ページの予防費の予防接種事業では、日本脳炎の予防接種でございますが、これが行われなかったということでの減額でございます。

診療所費でございます。これにつきましては、直診勘定分ということで今回1,180万円の繰り出しをお願いいたしておりますが、和知診療所に1,140万円、和知歯科診療所に40万円の繰り出しをお願いいたすものでございます。

ページを飛びますが、41ページの農業振興費でございます。

負担金・補助及び交付金の欄の上から3つ目でございますが、水稻病虫害防除助成金あるいは新地域農場づくり営農条件整備事業補助金、集落営農推進助成金の減額につきましては、確定による減額とさせていただきます。

一番下段の京の米産地づくり事業補助金につきましては、補助事業分の精査によります減額とさせていただきます。

次のページ、42ページの畜産業費でございますが、畜産振興対策事業で2,023万8,000円の減額とさせていただきます。これにつきましては、工事請負費の関係で、ストックヤードの設置工事を主なものとするものでございますが、当初14カ所ということで予算をお願いいたしておったところでございます。地元との調整等もございまして、現実には6カ所にとどまりましたことから、今回大きな減額となったところでございます。

農地費の関係でございますが、府営土地改良事業につきましては、長瀬線にかかわります負担金でございます。中山間ふるさと緊急農道整備事業の関係でございますが、これにつきましては工事請負費に出てまいります農道安栖里・坂原線の道路改良工事分の減額でございます。

なお、南丹地区農用地総合整備事業につきましては、全体事業費に基づく減額ということで、今回2,084万5,000円をお願いしております。

少しページを飛びますが、44ページの農村情報施設管理費でございます。これにつきましては、CATVの施設管理事業ということで766万4,000円、あるいは農村情報施設管理運営事業、これにつきましては丹波地区における有線の情報システムの関係でございます。それぞれ保守点検に関する委託料、こういったもので1,300万円余りの減額となりましたのと、工事請負費につきましては、ケーブルテレビにおきます伝送路、これの工事請負費の減額が350万円を主なものとするものでございます。

それから、46ページへ参りまして、林業費の関係でございますが、林業振興費で474万8,000円の減額をお願いいたしております。主なものとしたしましては、緑の担い手育成ということで、森林組合からの数値が確定いたしましたわけでございまして、これは間伐あ

るいは搬出に伴う部分でございますが、335万7,000円の減額をお願いいたしております。

森林整備地域活動支援事業につきましても、団地化での現況調査とか、作業道境界の明示をお世話になる部分でございますが、205万8,000円の減額といたすものでございます。

48ページ、次のページです。

商工振興費の負担金・補助及び交付金の関係でございますが、商業活性化事業補助金ということで、160万円を追加させていただいております。

49ページの道路橋りょう費の道路維持費の関係でございますが、道路の維持管理におけます報償費、あるいは除雪作業の委託、こういった部分を主なものとして今回減額させていただくものでございます。

なお、道路新設改良費、50ページの関係でございますが、それぞれ事業の精査を行いまして、今回総額では1,662万8,000円の減額とさせていただいております。

51ページの水資源開発対策費の関係でございますが、ダム関連対策事業の関係で、土地の購入、あるいは関連対策でございます事業が、確定見込みによりまして、負担金として2,440万円の減額をするものでございます。

52ページの都市計画費につきましても、町単費の施行分の減額ということで725万4,000円の減額をお願いいたしております。

53ページの消防費の関係でございますが、消防費につきましては、大きなのは退職報償ということで1,442万2,000円の減額をいたしております。これにつきましては、当初想定をいたしておりました退職者が結果的には少なかったということでの減額をお願いするものでございます。

なお、54ページの京都府の衛星通信系防災情報システム、これの数値が確定いたしております。当初は2,200万円の負担金ということでございましたが、数値が確定いたしまして、234万4,000円の減額でございます。

続いての教育費でございますが、55ページの一番上段、委託料268万6,000円の減額でございますが、学校の耐震診断委託料、こういったものが確定いたしておりますので、それに伴う減額をお願いいたしております。

以下、小学校費につきましては、ページをめぐっていただきまして、光熱水費が232万円ということで減額させていただいております。これにつきましては、漏水をしておったところを修理をいたしたということで、それに相応する減額ということでございます。

57ページの教育振興費の関係でございますが、主なものといたしましては、スクールバスの運行事業、これができる限り町営バスでの対応といたしました関係で、120万円の減額ということでございます。

なお、小学校の教育振興一般事業で295万4,000円の減額をいたしておりますが、これにつきましては使用料で出てまいります機器の借り上げ、いわゆるパソコン教室でのパソコンの関係でございますが、更新によりまして単価を低額に契約することができた、こういったものを要因といたしましての減額でございます。

中学校費、58ページからの関係でございますが、教育振興費、59ページにおきまして、通学バスの補助事業ということで280万円の減額をお願いいたしております。定期券代等を精査させていただいた減額でございます。

以下、幼稚園費60ページ、あるいはまた社会教育費の関係につきましては、それぞれ事業等の精査によりまして減額あるいは若干の追加をお願いする分があるわけでございますが、最終的な決算を見込んでの補正をお願いいたしておるところでございます。

65ページの災害復旧費の関係でございますが、これにつきましても農地農業施設災害で5カ所、これの数値が確定をいたしておりますので、減額をさせていただいております。

林道の災害復旧については、林道2カ所の災害にかかる復旧分でございます。

それから、66ページの公債費の関係でございますが、今回、2億9,999万9,000円ということで、1,000円は当初に頭出しがなされておりましたので、そういう形での補正をお願いいたしまして、3億円の繰上償還をお願いするものでございます。

なお、利子における繰上償還利子ということで真ん中に記載がございますが、これにつきましては、12月の20日に既存の地方債、繰上償還をしようとする地方債を、一たん利子は支払っておりますが、この3月30日に繰上償還をする予定でございまして、12月20日から3月30日までの繰上償還をしようとする地方債の部分での利子ということで、252万9,000円をお願いしたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第39号 一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） それでは、私の方からは、議案第40号の平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、事業勘定分についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ840万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を18億4,228万9,000円とすることをお願いするもので

ございます。

このたびの補正の主な概要といたしましては、療養給付費及びその他の給付費につきまして、本年度も9カ月分の支払い額が確定いたしましたことによりまして、今後の給付費のおおむねの決算額が見込めるようになったこと、また国庫負担金でありますとか、補助金交付申請事務が一定終了しましたことなどから、これら決算見込み額を基準といたしまして、歳入歳出予算の所要の補正を行っております。

まず、歳入の主なものでございます。

事項別明細書の3ページからでございますけれども、第1款の国民健康保険税でございます。現年度課税分について、被保険者数が18年度の当初の予算見積もり時点と比べまして、被保険者が一般分で250人減少しておりますことと、また一方、退職被保険者につきましては150人増えておるという状況でございます。したがって、全体では100名程度減少しておる状況がありまして、これが主な要因となっております。現時点での調定額をもとに523万9,000円の減額をいたしております。

同じく、3ページの下段の第3款の国庫支出金につきましては、国に対して申請した額となるよう、療養給付費負担金限度分では3,377万円の減額を、また4ページを開いていただきまして、財政調整交付金の普通調整交付金では5,638万8,000円の増額といたしてございます。

同じく、4ページの中下段における第5款でございますが、府支出金及び、また第6款の高額共同事業交付金につきましても、これは国の申請と同じようなこととございまして、交付申請段階での額をそれぞれ計上いたしております。

次に、5ページの下段の第8款、基金繰入金でございますけれども、今回の補正全体を見渡しまして、特定財源の増減、支出における今後の支払い見込み等の関係によりまして、2,811万6,000円の減額を行っております。

同じく、5ページの最下段の第10款の諸収入でございますが、雑入において289万円について上げておりますけれども、これにつきましては、平成7年度より始まりました高額療養費の中で、450万円を超える超高額医療費共同事業というのがございまして、現在でも続いておりますが、これの分の平成11年度分、また13年度、14年度分の各年度において、この超高額というものを申しますと、全国レベルで国保中央会が事業主体になって行っておるわけとございまして、その国保中央会の交付金が、府の連合会が各保険者から拠出金を出しまして中央会に拠出をしておるわけとございまして、その拠出金を上回る状況がございまして、剰余金が発生したということとございまして、

その関係がございまして、このたび各市町村に拠出した額等の見合い分という形で返還され、受け入れをさせていただくものでございます。

次に歳出でございますけれども、事項別明細書の6ページでございます。この上段でございますけれども、第1款の総務費の一般管理費は、172万4,000円の増額を行っておりますけれども、これはちょうど来年の4月から新しい保険証に変わるということで、保険者証の更新等の経費といたしまして上げさせていただいております。

一方、賦課徴収費の関係では、445万8,000円の減額をいたしておりますけれども、これにつきましては当初予定しておりました納付書と督促状等の送付について、個別に考えさせていただいておったわけでございますけれども、結果といたしまして、納付書と督促状等を一緒に送付することによりまして、これだけの減額をさせていただくという状況でございます。

7ページの第2款の保険給付費では、直近の月平均を勘案する中で精査を加えまして、一般被保険者、療養給付費等及び高額療養費のそれぞれについて、500万円の減額を行っております。

また、8ページの最下段から9ページの上段にかけましての第5款の共同事業拠出金につきましては、京都府の国保連合会の推計値の変更に伴いまして、80万円以上のものを対象といたします高額医療費関係で50万3,000円の増額を、また30万円以上80万円未満のものを対象といたします保険財政共同安定化関係では、295万3,000円の増額を行っております。

次に、10ページの最下段でございますけれども、第9款、諸支出金の直営診療施設等繰出金につきましては僻地診療所分、また特別調整交付金で措置されます額の変更に伴いまして、その対象となる和知診療所、和知歯科診療所への事業勘定繰出金として、総額で165万8,000円の増額を行っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、続きまして、施設勘定につきましてご説明を申し上げます。

初めの水色の仕切りの次が質美診療所になっております。

質美診療所におきましては、今回100万円減額をさせていただきまして、2,210万円とするものでございます。

事業別の明細の3ページでございます。

まず歳入でございますが、診療収入、外来収入におきましては、今回101万9,000円の減額補正をさせていただくものでございます。決算見込みにより精査したものでございますが、患者の減少等が影響している部分でございます。

続きまして、4ページ、歳出でございますけれども、歳出につきましても決算見込みにより精査をするものでございます。一般管理費で20万円、医業費で、医薬品、衛生材料費、患者の減少もございまして、150万円の減額をするものでございまして、また積立金70万円を増額させていただくものでございます。

続きまして、次をめぐっていただきまして、和知診療所の関係でございますが、和知診療所におきましては、今回680万円の減額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ3億6,020万円とさせていただくものでございます。

事業別明細の3ページでございますが、歳入でございます。

診療収入、入院収入におきましては、合計で570万2,000円の減額、その下の外来収入におきましては1,389万9,000円の減額の補正を行っております。

これも、決算見込みにより精査を行ったものでございますが、主に診療報酬改定等による減額をさせていただいたものでございます。

下の繰入金につきましては、一般会計から今回1,140万円の増額の繰り入れをお願いするものでございます。

続きまして、4ページにつきましては、これも繰入金でございますが、事業勘定からの繰り入れ、今回107万8,000円増額をさせていただきます。国保調整交付金の申請額により計上させていただいたものでございます。

続きまして、5ページですが、一般管理費で今回488万8,000円の減額補正を行っております。主なものといたしましては給与費で、給与、手当を含めまして142万9,000円、これにつきましては病気休暇によりますところの減額部分でございますし、賃金におきましては臨時医師の雇用減によりまして290万円の減額を行っております。

続きまして、6ページでございますが、6ページの総務費につきましては、医師の研修費として19万円、あわせて減額しております。主なものといたしましては、委託料の医局への運営委託料を全額10万円減額させていただくものでございます。

また、医業費につきましては、合計172万2,000円の減額をさせていただきます。これにつきましては、決算見込みにより、一定経費の精査を行ったものでございます。

続きまして、次に和知歯科診療所でございますが、和知歯科診療所におきましても、歳入歳出161万円減額をさせていただき、7227万7,000円とさせていただくものでござ

ざいます。

事項別明細の3ページでございますが、外来収入におきましては291万3,000円の決算見込みにより、減額の精査を行っております。

また、下の国庫支出金につきましては、160万円減額をしておりますが、雑入で振り替えたものでございます。

なお、一般会計からの繰入金につきましては40万円の増額、それから事業勘定の繰入金につきましては58万円の増額ということで、国保調整交付金の申請額により増額計上させていただいたものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、4ページの雑入でございますが、192万4,000円増額計上しておりますが、主に先ほど申し上げました臨床研修医の受託収入160万円を振り替えたものでございます。

歳出につきまして、5ページでございますが、歳出につきましては総務費の経費で7万円、それから医業費で154万円減額をさせていただくものでございます。特に医業費では、歯科技工委託料を174万円、精査により減額をさせていただいたものでございます。

以上、簡単でございますけれども、よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は、10時40分からといたします。

休憩 午前 10時26分

再開 午前 10時40分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） それでは、議案第41号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,750万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,229万3,000円とすることをお願いするものでございます。

このたびの補正の概要につきましては、平成19年1月支給決定分までの医療給付費等の支払い実績を踏まえまして、今後の支払い実績額等勘案する中で、今後3カ月分の支払い実績等も見込みながら補正を行っております。

したがって、事項別明細書の3ページ、4ページでございますけれども、歳入につきましてはそれぞれ負担割合、基金、国、府、町等あるわけでございますけれども、それぞれ

のルールに基づきまして歳出に見合う減額補正等を行っております。

4ページの歳出につきましても、ただいま申し上げましたとおり、今後の状況等を勘案する中で、全体では総額で8,741万2,000円の減額を図っております。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） それでは、議案第42号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、主な概要をご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出それぞれ7,987万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億2,655万5,000円、サービス勘定の歳入歳出それぞれ1,295万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を754万2,000円とするものです。

2項以下、省略をさせていただきます、事項別明細書3ページをお願いいたします。

2の歳入についてですけれども、款の1、保険料、第1号被保険者保険料424万7,000円を追加するものです。このことにつきましては、当初5,430人を想定しておりましたけれども、5,530人となったことから、100人増ということで追加をするものでございます。

続きまして、款の3、国庫支出金についてですけれども、1,367万2,000円を減額するもので、介護給付費の見込みによる減ということで、内示額と合致をさせていただいております。

4ページをお願いいたします。

国庫支出金の調整交付金1,014万5,000円を追加するものです。これにつきましても、当初7%の調整率を見ておりましたけれども、調整率が約8.5%となったことからの追加でございます。

以下につきましては、介護給付費の見込みによる減となっております。

6ページをよろしくお願いいたします。

歳出についてですけれども、款の2、保険給付費、項の1、介護サービス等諸費につきまして、2,665万4,000円を合計で減額するものでございます。

内容につきましては、目の3の施設介護サービス給付費が主なもので、2,900万円の減額となっております。このことにつきましては、入所者につきましてはほぼ見込みどおりとなっておりますけれども、法改正によりまして単価が安くなったことによる減となっております。

続きまして、7ページの保険給付費の項、介護予防サービス等諸費の合計で、7,250万円を減額するものです。主なものは、目の1、介護予防サービス給付費の6,200万円の減となっております。

内容につきましては、当初157名の介護予防のサービスを見込んでおりましたけれども、現状では67名ということになったことからの減でございます。

続きまして、項の4の高額介護サービス等諸費につきましては、1,000万円の減ということで、実績見込みとなっております。

8ページをお願いいたします。

8ページの款の5、基金積立金、目の1、基金積立金でございますけれども、3,399万7,000円を追加するものでございます。このことにおきましては、残り2カ年におきまして給付費の増加が認められることによりまして、平成19年度、平成20年度の保険料だけでは不足する事態が考えられることから、基金に積み立てるものでございます。

ピンクの用紙をめくっていただきまして、サービス事業勘定の3ページをお願いいたします。

2の歳入についてですけれども、目の1、居宅支援サービス計画費の収入1,255万円を減額するものでございます。減額理由につきましては、歳出でご説明を申し上げたいと思います。

4ページをよろしくをお願いいたします。

歳出、項の1、居宅介護支援事業費の中のものでございますけれども、1,295万8,000円を減額するものでございます。主な内容は、介護予防サービス計画作成の委託料ということで、当初予定しておりました要支援の人数を下回ったことからの減額となっております。

以上、ご審議いただきまして、ご議決賜りますように、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） それでは、私からは、議案第43号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

総額から歳入歳出それぞれ6,902万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億8,871万6,000円とすることを願います。

2項を省略させていただきまして、繰越明許費ですが、3ページの第2表、繰越明許費によりご説明をさせていただきたいと思っております。

款、項ともに水道管理費でございまして、事業名が水道事業でございまして、2,162万円の繰り越しをお願いするものでございまして。

この事業につきましても、京都府にお世話になっております畑川改修工事に伴いまして、下山送水管が支障となるために移設を行う工事でありまして、工事内容といたしましては、実施設計なり、土質調査、また仮設工事としまして仮設配管や橋台の撤去工事を行っております。また、本施設工事につきましても、直径20センチのステンレスの水管橋を設置するものでございまして、総額3,700万円となっておりますところでございまして。

うち、平成18年度に1,539万円を実施いたしまして、19年度への繰り越し分が2,162万円となる予定をしております、補償といたしましては100%で、京都府よりお世話になることになっております。

なお、工期につきましても、京都府の工期に合わせまして、平成19年5月31日までといたしております。

次に、予算に関する説明につきましても、事項別明細書でご説明をさせていただきたいと思っております。

3ページをお開きください。

はじめに歳入でございましてけれども、水道事業費分担金2,041万6,000円の増額といたしまして、これは水道加入分担金で、グリーンハイツにお世話になりまして増額をいただいた340万9,000円と、開発団地の給水に伴う加入分担金1,532万7,000円、ほかに一般分の新規加入分の増を見込んでおります、2,041万6,000円の増額とさせてもらっております。

次に、同じく水道事業費の負担金でございましてけれども、これは笹尾橋の改良や畑川改修工事などの移設工事に伴いまして、精算や発注によりまして減額補正をお願いするものでございまして、102万1,000円の減額となっております。

2款の使用料及び手数料、水道使用料でございましてけれども、561万円の減額とさせてもらっております、現年度分が平成17年度実績により予算を見込んでおりましたけれども、12月までの精算の結果、減額の941万3,000円となるものでございまして。

17年度実績に見込んでおりましたように、本年度は大変、皆さん方御存じのとおり暖冬でございまして、凍結防止のための蛇口の開放と申しますか、宅内の漏水が少なかったことによりまして、水量が減ったのではないかなというふうに思っておりますところでございまして。

なお、収納率につきましても、一部減となっております。

過年度分につきましても、滞納徴収等によりまして、380万3,000円を増額させて

いただくものでございます。

次ページにおきまして、中段の基金繰入金でございますけれども、8,443万円の減ということで、各事業の事業費が確定されたことによりまして補正をお願いするものでございます。

次に、5ページの歳出でございますけれども、それぞれ決算見込みをいたしまして精査を行った結果、補正をお世話になるものでございます。

1の一般管理費で、減額の3,271万2,000円、主な変更といたしましては、需用費の光熱水費でございますけれども、840万円の減というようなことで、現在統合整備によりまして整備を進めておりますけれども、新旧施設の切りかえ時と申しますか、そうした中で、当初新旧施設の両方を見込んでおりましたけれども、新旧施設ともに稼働率が100%でないという中で、両方とも利用させていただいておるようなことで、光熱水費が当初全体を見込んでおりましたけれども、840万円の減ということになっております。

また、委託料の中で水質検査委託料718万8,000円の減でございますけれども、これにつきましては、業者に見積もりを徴収いたしましたところ、当初見積もりよりも大幅な減となりましたので、718万8,000円の減ということになっておるところでございます。

なお、一番下のポンプ点検委託料でございますけれども、これは年3回の点検委託を予定しておりましたけれども、現在第三者の業者によりまして日常管理の委託をお世話になっております。そうした中で対応していただきましたので、すべて減額ということにさせていただきました。

次のページに行きまして、工事請負費でございますけれども、下山バイパス工事に伴う導水管の移設やら、畑川河川改修工事、先ほども申し上げました水管橋の工事の請負や精査によりまして不用額が生じたので、604万5,000円の減額をさせていただくものでございます。

25節の積立金につきましては、340万9,000円のグリーンハイツよりの増額分の負担金をいただきましたので、グリーンハイツの基金積み立てに積み立てを回させていただくものでございまして、なお、当初水道事業の基金積み立てということで計上させてもらっておりましたけれども、グリーンハイツの方へ組み替えをお世話になるものでございます。

次に、2の施設費でございますけれども、簡易水道施設費で和知簡易水道事業でございます。工事請負費で当初、市場地内なり塩谷地内の配水管の布設工事を町単費というふうな格好で計上させてもらっておりましたけれども、協議の結果、補助対象額として計上しても

いいというようなことで、補助対象額の方で工事を実施させてもらいました結果、3,620万円の減額とさせていただいたものでございます。

以上、簡単でございますけれども、18年度の水道事業のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第44号でございます。平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億5,365万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億8,912万6,000円とすることをお願いするものでございます。

2項以下、省略をさせていただきます、事項別明細書3ページをお開きください。

はじめに歳入でございますけれども、下水道事業費分担金が79万2,000円の増というようなことでお世話にさせていただきたいというふうに思います。

新規加入分担金が2件の増で210万円の増、またそれぞれ事業費分担金、下山処理区につきましては、事業費の確定によりまして114万8,000円の減、瑞穂区の工事を翌年度以降に見送りましたために、瑞穂処理区の事業費分担金が168万円全額減とさせていただきます。

新規加入分担金につきましては、1戸、105万円が増となりまして、過年度分の旧瑞穂町で分割で納入をいただいております方々の加入金が、143万円の増ということになっております。

3番目の浄化槽市町村整備推進事業費分担金につきましては、当初35基の設置予定でございましたけれども、合併当初というようなことで、設置要望も26基というようなことにとどまりまして、減額補正をお世話になるものでございます。

次に、下水道事業費負担金でございますけれども、増額の253万3,000円ということで、橋爪の町田橋改良に伴います管渠工事を、経費削減のために上下水道一括同時発注を行いまして、上水道の工事分を負担金として上水道会計の方から受け入れるものでございます。

次に、使用料につきましては、これまでの9カ月分の実績を踏まえまして精査をさせていただいた結果、増減が生じておるわけでございます。

次に、5ページの国庫支出金でございますけれども、下水道事業費国庫補助金で、特環事業費国庫補助金が5,850万円の減ということでございます。当初、下山浄化センターを平成18年度に実施する予定をしておりましたけれども、京都府の協議の結果、工事期間が16カ月は最低かかるであろうというようなことで、3カ年を要するというふうなことになります。3カ年になると、繰り越しなり、債務負担ということにはならないというような

ことで、19年度から2カ年をもって完成をすればというような指導がございまして、本年度工事につきまして減額させていただいて、19年度から着手をしていきたいというふうに思っております。

浄化槽の事業費国庫補助金191万8,000円につきましては、先ほど申しましたように、設置基数の減少によるものでございます。

次に、6ページをお開きしてください。

繰入金でございます。1,961万7,000円の減、農業集落排水事業分で1,207万8,000円、特定環境保全公共下水道事業分で176万8,000円、浄化槽市町村整備推進事業分で577万1,000円の減ということでございます。これは、精算によるものでございます。

次に、最後になりますけれども、9款の町債でございます。

下水道事業債、減額の7,860万円、各事業の事業費が確定されたことによりまして補正をお願いするものでございます。

公共下水道事業債で6,810万円の減、浄化槽市町村整備推進事業債で1,050万円の減ということでお世話になるものでございます。

続きまして、8ページの歳出でございますけれども、総務費の一般管理費で、補正額はございませんけれども、国庫補助金の減額によります財源内訳の変更をお願いするものでございます。

次に、2款の下水道費、1目の施設整備費でございますけれども、減額の455万6,000円とし、補正後55万3,000円とするものでございまして、主なものとしましては、15節の工事請負費で減額の380万円とさせていただきました。これにつきましては、国道9号線の交差点改良や、町道であります水原廻町線の道路改良に伴いまして、マンホールの高さの調整工事というようなことで予定をしておりましたけれども、関係機関発注の工事の中で施工いただきまして、材料的にはこちらからおさめさせていただいて工事の方をお世話になったというふうなことで、380万円の減ということにさせてもらっております。

次に、施設管理費でございますけれども、464万9,000円の減額でございまして、主なものとしましては、13節の委託料で減額の318万円で、船井郡衛生管理組合に委託しております施設維持管理委託料や水質検査委託料等、それぞれの委託において精査の結果、減額となりましたので、補正をお願いするものでございます。

また、15節の工事請負費につきましては、例年実績により舗装修繕工事を見込んでおりましたけれども、不用となりましたので、156万2,000円の減額をお願いするもので

ございます。

次に、下水道費の施設整備費でございますけれども、減額の1億2,553万5,000円とし、補正後1,985万8,000円とするものです。主なものにつきましては、次の10ページになりますけれども、先ほども申し上げましたように、下山の浄化センターの工事を19年度に見送るというふうなことで減額となったものでございまして、測量設計につきましては12月に完成をいたしましたけれども、あとの工事について減額をさせていただくというふうなことでございます。

次に、2目の施設管理費でございますけれども、58万円の減額とし、7,476万5,000円ということをお願いするものでございまして、それぞれの節において精査の結果、増減をお願いするものでございます。

下段になりますけれども、下水道費の中の施設整備費でございます。浄化槽市町村整備推進施設整備事業で、主なものとしたしましては、13節の委託料で540万円の減、これは18年度において19年度設置予定の箇所数といいますか、設置予定をしております測量なり設計を委託することにしてございましたけれども、当初60基を見込んでおったわけですが、大変少なくてあれなんですけれども、15基の要望しかなかったというようなことで、540万円を減額させてもらっております。

次の12ページになりますけれども、15節の工事請負費につきましては、35基の予定が、先ほども申しましたように26基となりましたために、工事も691万7,000円の減額で対応させていただきました。

次に、同じく施設管理費でございますけれども、526万2,000円の減額で、浄化槽の市町村整備推進施設管理事業におきましても、町管理基数の見込みを当初850基というようなことで予定しておりましたけれども、現在800基ということで、ちょっと減少しましたので、13節の委託料において、清掃委託料で212万8,000円、保守点検委託料で241万3,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、簡単でご説明を申し上げましたけれども、議案第43号なり、議案第44号の説明にさせていただきたいと思っております。

ご審議をいただきまして、ご議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第45号 平成18年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、補正前の額1,511万7,000円に203万9,0

00円を追加させていただきまして、1,715万6,000円とさせていただくものでございます。

少しページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページ、歳入でございますが、土地売却収入ということで197万1,000円の補正をさせていただいております。本会計につきましては、旧和知の京都縦貫自動車道の関連事業に伴います土地開発公社の先行取得用地の部分での予算を計上させていただいておりますが、才原地内での土地の売却ということで、今回197万1,000円を新たに計上させていただいたところでございます。

なお、4ページの歳出につきましては、この財源を用いまして、土地開発公社への土地の買い戻しを行おうとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第45号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） それでは、私からは、議案第46号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

今回は、歳入歳出それぞれに971万円を追加するものでございます。

事項別明細をもちましてご説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたように、今回、歳入といたしましては、旧瑞穂の奨学基金の分を雑入で受けまして計上するものでございます。奨学基金精算金として971万円でございます。

そして、その金額を、今度は歳出の方で育英基金の方に積み立てるといふ、歳出で積み立てるといふものでございます。

この結果、育英資金の基金の残高でございますけれども、18年度最終には、おおよそでございますが、2,868万円程度になる予定でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） それでは、平成18年度京丹波町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、概略を説明させていただきたいと思っております。

今回お願いいたします予算につきましては、歳入歳出それぞれの合計額から475万8,000円を減額し、それぞれの歳入歳出予算総額を1億3,697万円とすることをお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算の主だった内容につきましてご説明を申し上げたいと思います。

運賃収入につきましては、本年1月までの実績と、今月末までの収入見込みによりまして、12万9,000円を減額させていただきました。

また、歳出におきまして、精査により減額が生じる結果となりましたため、一般会計からの繰入金も462万8,000円減額をさせていただいております。

昨年5月より、新路線で運行いたしました町営バス事業は、本年2月末日までの10カ月間に、一般、学生を合わせまして18万6,831人にご利用をいただいております。

学生を除きます一般乗客につきましては、10カ月の間に3万5,760人の方々のご利用でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、4ページの歳出でございます。

1目の運行事業費のうち、修繕にかかる費用につきまして、昨年度実績を参考にして計上させていただいておりますけれども、年度内に生じました一般修理分につきまして、見込んでいました費用よりも少なく済ませる結果となりましたために、不用となる金額につきまして減額をさせていただいております。

その他、各費目につきましても精査を行いました結果、所要の不用額を減額させていただいたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第47号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第48号 平成18年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

補正前の額につきましては152万円でございますが、今回、19万7,000円を追加させていただきまして、補正後の額を171万7,000円とさせていただくものでございます。

ページを少しめくっていただきまして、事項別明細書、歳入の3ページでございますが、今回の補正の財源といたしますのは、竹野地区におきましては、マツタケの入札金、あるいは基金の繰入金、こういったものが減額になっておりますのと、須知地区におきましては、繰越金あるいは諸収入、これらの増額補正をお願いいたしております。

めくっていただきましての4ページでございますが、須知地区につきましては、これらの

財源をもとにいたしまして、主に管理運営基金に積み立てをさせていただくものでございますし、竹野地区におきましては、精査の上、減額が生じるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第48号の説明とさせていただきます。

続いて、議案第49号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第4号）でございます。

補正前の額1,928万8,000円に、今回26万3,000円を追加させていただきまして、1,955万1,000円とすることをお願いいたしております。

これもページを少しめくっていただきまして、事項別明細書、歳入3ページでございますが、歳入といたしましては、主な財源といたしまして、立木の売払収入24万円を追加計上させていただいたところでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページの歳出の関係でございますが、まず財産管理費の関係で、それぞれ精査によって159万円の減額とさせていただいております。

それから、諸費につきましても、山林高度利用の補助金、これは1戸当たり8,000円で計算させていただいておりますが、実績によつての減額ということで、これらの減額になりました部分での財源を一般管理費の財政調整基金、こういったものに積み立てをさせていただくものでございます。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。

議案第50号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第3号）でございます。

これにつきましては、節予算の組み替えをお願いいたしております。ページは、歳出の2ページでございますが、財産区管理会の委員さんの報酬ということで、出役いただいた相当分に伴う額を積み立てするといたしておりました部分から振り替えての予算計上とさせていただいたところでございます。

以上、梅田財産区の補正予算の説明とさせていただきます。

議案第51号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

これにつきましては、補正前の額550万円から、今回70万8,000円を減額させていただいて、479万2,000円とさせていただくことをお願いいたしております。

これも少しページをめくっていただきまして、3ページの歳入、事項別明細の関係でございますが、歳出の減額に伴いまして、財政調整基金の繰り入れ75万8,000円を減額とさせていただくものを主なものといたしております。

4 ページの歳出の総務管理費につきましては、財産管理費で直営林の境界明示の業務委託、これが当初50万円を計上いたしておりましたが、20万円の減額ということでございますし、諸費の三ノ宮地域振興事業の補助金の関係でございますが、予定をいたしておりました要望よりも申請が少なかったということで、62万5,000円の減額とさせていただきます。

なお、これらの減額に伴いまして、財源の余裕のある部分については、財政調整基金に積み立てをさせていただくものでございます。

続きまして、議案第52号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正前の額420万円から、それぞれ27万2,000円を減額させていただいて、392万8,000円とさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、歳入の3ページでございますが、主なものといたしましては、管理運営基金の繰入金を減額させていただくものでございます。これにつきましては、次のページの4ページの歳出に伴うものでございまして、財産区の管理会の委員の報酬、これが出役に応じた報酬額ということで減額をさせていただくのが主な内容でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第52号の説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時20分